



**Labor** 定額残業代の割増賃金該当性に関する最高裁判決

いわゆる定額残業代の支払をもって労働基準法第 37 条の定める時間外割増賃金の支払とみることができるか否かが争われた事案で、最高裁判所（第一小法廷）は平成 30 年 7 月 19 日、①契約書の記載内容や使用者による説明内容に照らすと、使用者の賃金体系において定額の業務手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものと位置付けられており、②労働者に支払われた業務手当の金額が、労働者の実際の時間外労働等の状況に照らし大きくかい離していなかったとして、時間外割増賃金の支払とみることができるとの判断を示しました。

本件では原審の東京高等裁判所が平成 29 年 2 月 1 日判決で、定額残業代の支払を法定の時間外手当の支払とみなすことができるのは、①定額残業代を上回る金額の時間外手当が法律上発生した場合にその事実を労働者が認識して直ちに支払を請求することができる仕組みが備わっており、②これらの仕組みが雇用主により誠実に実行されているほか、③基本給と定額残業代の金額のバランスが適切であり、④その他法定の時間外手当の不払や長時間労働による健康状態の悪化など

労働者の福祉を損なう出来事の温床となる要因がない場合に限られる、とする厳格な判断を示していました。そのため、最高裁判所がどのような判断を示すかが注目されていましたが、最高裁判所は、「原審が判示するような事情が認められることを必須のものとしているとは解されない」と述べ、上記東京高等裁判所の判断を支持しませんでした。

本最高裁判所判決を踏まえ、定額残業代制度を有する企業においては、定額残業代によって法定の割増賃金を支払っているという事実そのものが裁判所から否定されることのないよう、雇用契約や賃金規程等で定額残業代を時間外労働等に対する対価として支払っているものと明確に位置付けられているか否かを確認する必要がありますと考えられます。また、定額残業代として設定している金額が実際の時間外労働等の状況から大きくかい離していないかどうかを確認すべく、時間外労働等の状況についても再点検すべきであると考えられます。

なお、定額残業代をめぐって最高裁判所は、平成 29 年 7 月 7 日判決（[2017年8月号](#)参照）等において、基本給部分と割増賃金部分の明確区分性、法定の割増賃金額を下回らない額の支払が必要であるとも判示している点、ご注意下さい。

**General** 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂 平成 30 年 7 月 27 日、経済産業省は、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂版を公表しました。この準則は、電子商取引及び情報財取引等に関する現行法の解釈について経済産業省の考え方を提示するものです。今回の改訂では、AI スピーカーを利用した電子商取引における誤発注の取り扱い、仮想通貨を支払対価とする契約における代価支払請求権、海外事業者がインターネットを通じて日本国内向けに販売する製品に対する日本の製品安全関係法の適用の有無といった論点が追加されました。

**General** 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行 平成 30 年 8 月 31 日、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律が施行されました。同法は、今年の通常国会において成立した法律であり、海外における鉄道、空港、港湾、都市・住宅、下水道等のインフラ事業（海外社会資本事業）について、民間事業者の海外展開を強力に推進するため、国土交通大臣が基本方針を定めるとともに、当該基本方針に基づき、独立行政法人等に調査等の必要な海外業務を行わせることなどを目的とするものです。同法の施行により、日本企業による海外社会資本事業への参入が促進されることとなりますので、関連する企業においては、同法の内容を予め把握しておく必要があるといえます。

**Tax** 消費税軽減税率制度に関するガイドラインの公表 平成 30 年 8 月 9 日、国税庁は、「消費税軽減税率制度の手引き（平成 30 年 8 月）」を公表しました。消費税の税率は平成 31 年 10 月 1 日に 10%に引き上げられる予定ですが、これと同時に、飲食料品等について消費税の軽減税率制度が実施されます。上記手引きは、かかる軽減税率制度の実施に伴い必要となる事業者の対応等についてまとめたものです。軽減税率制度の下では、複数税率に対応した請求書等の交付や保存が必要となり、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者にも影響があります。日本で事業を行う企業は、上記手引きを参考にした対応が望まれます（いわゆるインボイス制度については [2018年5月号](#)参照）。